

平成23年3月10日

平成23年4月12日 改定

平成23年5月10日 改定

平成23年6月17日 改定

平成24年2月15日 改定

新しい公共支援事業 Q&A

目次

1 全般

- Q1. 「新しい公共」とはどのような意味ですか。
- Q2. 新しい公共支援事業ができた経緯について教えてください。
- Q3. 新しい公共支援事業を実施するにあたっての原則を教えてください。
- Q4. 新しい公共支援事業の基本コンセプトを教えてください。
- Q5. 新しい公共支援事業とはどのような事業なのでしょう。仕組みについて教えてください。
- Q6. 支援の対象となるNPO等とは、具体的には誰ですか。
- Q7. 支援対象者であれば、誰でも支援を受けられるのですか。
- Q8. 新しい公共支援事業では、どのような支援を受けられるのですか。
- Q9. 具体的な事業内容を教えてください。
- Q10. 支援事業の業務を受託したいが、どのような団体が受託できるのでしょうか。
- Q11. 新しい公共支援事業の業務の一部を受託する場合、間接経費についても対象になりますか。
- Q12. ガイドラインの改定では、「東日本大震災への対応の緊急性、重大性に鑑み、新しい公共支援事業の実施に当たっては、十分な配慮を行うこととする」とあるが、「十分な配慮」とは、どのような意味でしょうか。

2 個別事業

- Q13. つなぎ融資への利子補給事業では、どのような場合に助成してもらえるのですか。
- Q14. 利子補給の支援申請と、金融機関との融資契約はどちらを先にするのですか。
- Q15. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の仕組みについて教えてください。
- Q16. i)都道府県・市区町村と連携して応募する場合と、ii)協議体で応募する場合には、どのような違いがありますか。
- Q17. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の採択要件を教えてください。
- Q18. 一般枠とNPO等支援重点化枠の違いについて教えてください。
- Q19. 地方公共団体・NPO等以外の団体も必ず加わらなければならないのですか。
- Q20. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業における「応募者」と「多様な担い手（マルチステークホルダー）による会議体」は、どのような関係なのでしょう。
- Q21. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の実施のイメージを教えてください。
- Q22. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業では、民間企業への助成はできるのですか。
- Q23. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の1事業当たりの上限額、下限額はありますか。

- Q24. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業で施設の整備や設備備品の購入はできますか。
その場合の留意点について教えてください。
- Q25. NPO等は今後から社会イノベーション推進のためのモデル事業に応募できますか。
- Q26. 既存の制度や規制の壁を乗り越える取り組みについては、新しい公共の場づくりのためのモデル事業に応募できますか。
- Q27. 7-5-2 のイで「被災県等において特に緊急を要するなどやむを得ない場合は、都道府県の判断で事業採択し、運営委員会に対して事後報告するなど・・・」とあるが、具体的には、どのような場合に事後報告が可能ですか。
- Q28. モデル事業の採択要件では、「地域の諸課題の解決」とあるが、被災県以外の都道府県で、震災対応案件は選定することは可能ですか。
- Q29. 震災対応のモデル事業の応募に際しての推薦状はどこの自治体からの推薦が望ましいのでしょうか。
- Q30. 被災者を支援するNPO等の運営資金等は支援対象となりますか。
- Q31. 活動基盤整備等で実施するセミナー・講習等への参加する場合には、支援申請書の提出等が必要でしょうか。

3 運営委員会

- Q32. 運営委員会とはどのようなものですか。
- Q33. 運営委員会のメンバーはどのような観点で選定されるのですか。
- Q34. 運営委員会の審議は公開ですか。
- Q35. 運営委員会での審査は、どのような基準で行われるのですか。
- Q36. 運営委員会の決定事項は、どのように扱われるのですか。

4 支援対象者等の情報開示

- Q37. なぜ、支援対象者等の情報開示が必要なのですか。
- Q38. 情報開示はどのように進めていけばよいのですか。
- Q39. 全ての支援対象者等は、団体情報を開示しなければならないのですか。

5 事業終了後に取扱いについて

- Q40. 事業が終了した後は、どのような手続きが必要ですか。

新しい公共支援事業 Q&A

1 全般

Q1. 「新しい公共」とはどのような意味ですか。

A1. 「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。

Q2. 新しい公共支援事業ができた経緯について教えてください。

A2. これからの日本社会の目指すべき方向性や、それを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成 22 年 1 月に「新しい公共」円卓会議が設置されました。円卓会議がとりまとめた「新しい公共」宣言(平成 22 年 6 月 4 日)は、「これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意志を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることを望む」としました。また、円卓会議においては、政府に対して、NPO 等への少額金融制度の拡充、委託業務における概算払いの積極的導入、社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティづくり等の提案がなされました。

これに対し、政府は、NPO 等の新しい公共の担い手を企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を検討するとともに、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「起業や新規参入を行う企業、社会的企業、NPO 等に対する資金供給を確保することが不可欠」「NPO 等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める」としました。

これらを受けて、平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、「「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備」を進めることとされ、平成 22 年 11 月 26 日に成立した補正予算により、新しい公共支援事業の予算として 87.5 億円が措置されました。

Q3. 新しい公共支援事業を実施するにあたっての原則を教えてください。

A3. 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」（平成 23 年 2 月、以下、「ガイドライン」という。）では、事業を実施するにあたっての原則を以下のように定めています。

- ① 「新しい公共」の担い手が行政に過度に依存することないように、NPO 等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とする。なお、支援事業は地域における取組が定着するまでの、2 年間の暫定的な対応とする。
- ② 支援事業の選定などを行う運営委員会は、市民、NPO、企業等の多様なメンバーによる官民協働の取り組みとして、公平性を確保する。
- ③ 支援事業の選定過程は可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受ける NPO 等は、報告と情報開示の徹底により、市民等の監視と評価を受ける。また、NPO 等の創意工夫に富んだ企画、提案等を取り入れ、運用できる仕組みとする。

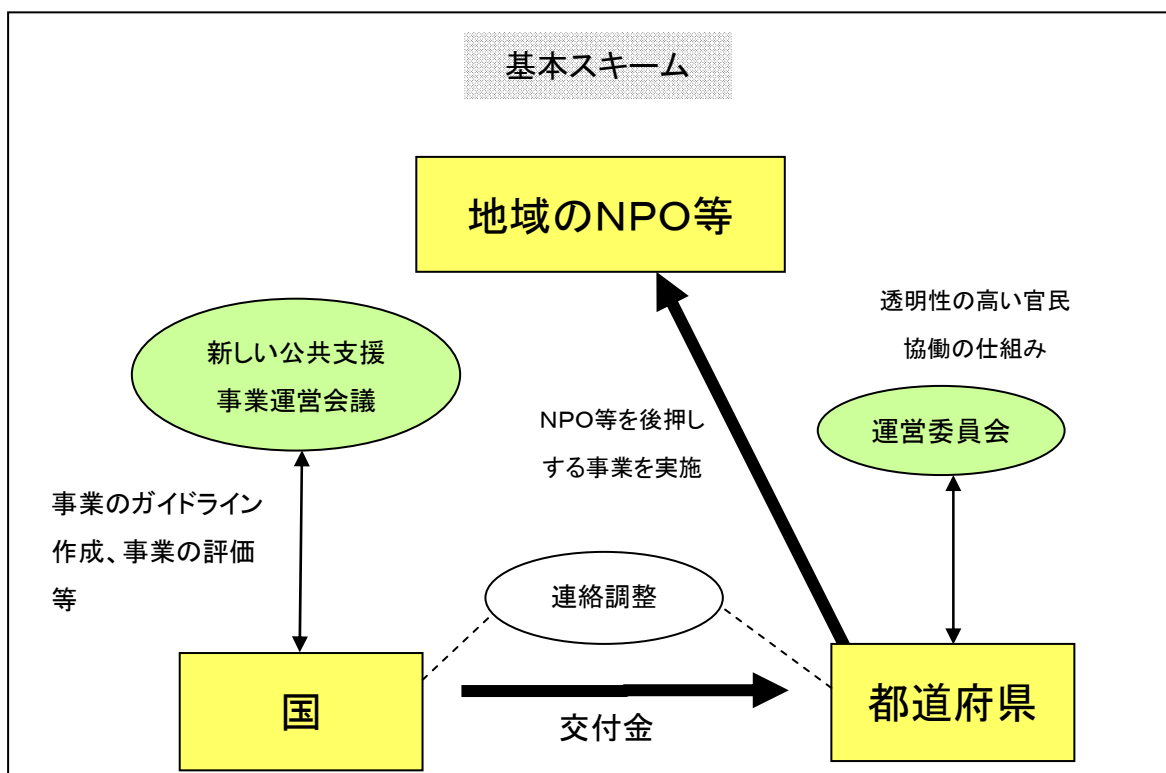
Q4. 新しい公共支援事業の基本コンセプトを教えてください。

A4. ガイドラインでは、事業を実施するにあたっての基本的考え方を以下のように定めています。

- ① 一過性のイベントよりは、むしろ将来にわたって継続・発展することが可能となる人材、仕組み作りや、従来の事業では十分対応できなかった支援の核心を突く革新的・創造的な内容が含まれる事業や、目的達成に必要不可欠であり、確実に効果が上がる事業に重点に置く。
- ② 民間等の豊富なノウハウを生かすため、中間支援組織・市民ファンド等との協調と連携を図る。
- ③ 全国共通の情報基盤や会計基準の導入によりNPO等の情報開示を支援する。
- ④ 地域の企業等の「新しい公共」の場への参画を促し、地域貢献と雇用や参加の場の拡大を図る。
- ⑤ NPO等と地方自治体による新たなメカニズムの創出が起こるよう、NPO等と地方自治体の連携・協働の強化を図る。
- ⑥ 多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の構築を図る。
- ⑦ 制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約の壁を乗り越えて、「新しい公共」の取り組みの幅の拡大を図る。
- ⑧ 都道府県域を超えた広域的な連携に配慮する。

Q5. 新しい公共支援事業とはどのような事業なのでしょう。仕組みについて教えてください。

A5. 87.5 億円の予算(A2 参照)は、交付金として都道府県に配分され、基金が設置されます。都道府県は、この基金を取り崩しながら、NPO等の新しい公共の担い手にサービス等を提供するとともに、NPO等が行政等との協働により取り組む具体的な活動を支援します。事業の実施期間は概ね2年間で、平成25年3月31日までとしています。



Q6. 支援の対象となるNPO等とは、具体的には誰ですか。

A6. 支援の対象は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（いわゆる「NPO等」）であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等としています。また、上記の組織・団体等の複数が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等についても対象としています。民間企業、独立行政法人、個人は、この事業の対象になりません。

Q7. 支援対象者であれば、誰でも支援を受けられるのですか。

A7. 支援対象者は、以下の要件に適合することが必要です。

ア 「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

イ 「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。

ウ 資金、活動面において自立のための支援を必要としていること。

エ 情報開示がなされていること、又は支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。

オ 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

カ 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されていること。又は、支援事業の取組み期間中にこれらが整備される予定であること。

ただし、上記の要件に適合していても、以下の場合には、対象にはなりません。

- ・ その活動が著しく特定の個人又は団体の利益を図るとみられる組織、団体
- ・ 宗教活動や政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体

Q8. 新しい公共支援事業では、どのような支援を受けられるのですか。

A8. 大きく分けると以下の3つ内容に分かれます。

- ① サービスの提供（財務情報や活動内容に関する情報発信、協力者や寄附者とのネットワーク形成、融資利用に必要な助言・指導等の活動基盤整備等）
- ② 利子補給（国又は地方公共団体から受託した業務の実施に際して、金融機関等のつなぎ融資に係る利子相当額の助成）
- ③ モデル事業（NPO等と都道府県・市区町村等が連携して行う、地域の諸課題の解決に向けた取り組みに対する財政支援）

Q9. 具体的な事業内容を教えてください。

A9. 支援事業は、以下の6つの事業から構成されています。①～④の事業は、NPO等が必要とするサービス等を提供するものです。⑤・⑥の事業は、NPO等が行政等との連携により取り組む具体的な活動に対して、必要となる経費を委託又は助成により支出するものです。

① NPO等の活動基盤整備のための支援事業

NPO等の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を促進することを目的とする事業です。例えば、財務諸表の作成のための講習会の開催や、組織・人材等のデータベースの整備と情報提供などを想定しています。

② 寄附募集支援事業

支援対象者の寄附募集活動の効果を高めたり、寄附者とのネットワークの形成を促したりすること等により、寄附募集を推進することを目的とする事業です。例えば、ファンドレイザー（寄附の推進役）等の専門家の派遣による個別指導や、寄附金募集についての地元企業等への説明会の開催などを想定しています。

③ 融資利用の円滑化のための支援事業

支援対象者の融資利用における能力を向上させることにより、金融機関等からの融資利用の円滑化を推進することを目的とする事業です。例えば、講習会の開催等により、NPO等の融資申請に係るスキルアップ等を行ったり、NPO等から申請のあった事業案件について、金融機関関係者、中小企業診断士等の専門家による個別指導等を行ったりすることなどを想定しています。

④ つなぎ融資への利子補給事業

国及び地方公共団体における概算払い（前金払いを含む。）による委託費の支払いを普及するとともに、支援対象者が国又は地方公共団体から受託した業務の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資にかかる利子に相当する金額を支給することにより、支援対象者の負担を軽減する事業です。

⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）の下、NPO等、地方公共団体及び企業等が協働する取組を試行する事業です。地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組を実施します。

※ マルチステークホルダー・プロセス

マルチステークホルダー・プロセスとは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスを指し、国際社会の多様な場面で活用されてきた。我が国では、「社会的責任に関する円卓会議」（平成 21 年 3 月設立）において提唱されており、例えば、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、政府といった、広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で問題解決に当たるための「新しい公共」の枠組みとして、本取り組みの地域への展開が求められている。

⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業

「新しい公共」宣言にうたわれている「支え合いと活気のある社会」の実現に向けて、地域の社会的な課題に対して、制度・領域横断的な対応により既存の制度や規制の制約を乗り越えて、地域のソーシャル・キャピタルを醸成する「社会イノベーション」を推進する取組を試行する事業です。地域の社会的な課題の解決に向けた地域住民の主体的な参画や、NPO等の市民団体との協働により、都道府県・市区町村が実施します。

なお、本事業の事業費の配分については、都道府県からの提案を基に、第 3 回新しい公共支援事業運営会議（平成 23 年 2 月 18 日開催）における検討を踏まえて決定済みです。

※上記の個別の事業名は、内閣府で定めたガイドライン、実施要領におけるものであり、実際に都道府県で実施する際の事業名は異なる場合がありますので、都道府県担当窓口にご確認ください。

- Q10. 支援事業の業務を受託したいが、どのような団体が受託できるのでしょうか。
- A10. 支援事業では、中間支援組織等の経験とノウハウを活用するため、支援事業の実施を積極的に委託することとしています。ただし、支援事業を適切に遂行することができる能力が求められます。また、委託業務の内容を、受託する中間支援組織等からの提案に基づいて決定する（プロポーザル方式）ことを推奨しています。
- Q11. 新しい公共支援事業の業務の一部を受託する場合、間接経費についても対象になりますか。
- A11. 委託業務に係る間接経費についても、適切に計上することとなっています。
- Q12. ガイドラインの改定では、「東日本大震災への対応の緊急性、重大性に鑑み、新しい公共支援事業の実施に当たっては、十分な配慮を行うこととする」とあるが、「十分な配慮」とは、どのような意味でしょうか。
- A12. 「十分な配慮」とは、震災対応案件については、各都道府県の判断で優先的に選定するなど検討頂きたい、という趣旨です。新しい公共支援事業における事業選定は、各都道府県の運営委員会で審査され、都道府県で決定するという手続きから、都道府県の判断事項であるため、「十分な配慮」という文言にしています。各都道府県において、東日本大震災への対応の重大性や、震災対応案件の事業の必要性等について、他の震災対応案件以外の事業との比較しつつ、可能な限りの優先的な採択がなされることを期待するものです。

2 個別事業

- Q13. つなぎ融資への利子補給事業では、どのような場合に助成してもらえるのですか。
- A13. 国、都道府県又は市区町村から業務を受託したNPO等が、その受託業務の支払が精算払いとなる場合に、業務の実施に必要な経費を金融機関等からのつなぎ融資を利用する際の利子相当額の助成を行うものです。この場合の利子補給は、借入利率が無利子となるよう設定されますが、上限は2%です。なお、借り入れの対象となる金融機関の中にはNPOバンク等の金融機関以外のもも含めることは可能です。
- Q14. 利子補給の支援申請と、金融機関との融資契約はどちらを先にするのですか。
- A14. 都道府県からNPO等への利子補給事業の支援決定に当たっては、行政からの委託業務を締結（又は締結見込み）していることを示す必要があります。したがって、支援決定の時点においてその確認が行われれば、都道府県への支援申請の時期は、金融機関との融資契約の前後を問いません。なお、支援決定後、交付申請までの間には、当該業務に必要な資金を金融機関等から借り入れたことを都道府県に報告することが必要です。
- Q15. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の仕組みについて教えてください。
- A15. 以下のスキームで行われます。
- ア 地域からの提案をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体を実施主体として応募する。
 - イ 事業の選定は運営委員会が行い、都道府県において決定する。
 - ウ 選定された事業に必要な経費は支援事業基金から都道府県・市区町村又はNPO等と都

道府県・市区町村を構成員に含む協議体に交付する。

エ 実施に際しては、都道府県・市区町村又は協議体は自ら実施するほか、外部への委託や、実施主体の一員であるNPO等に委託又は助成する。

Q16. i)都道府県・市区町村と連携して応募する場合と、ii)協議体で応募する場合には、どのような違いがありますか。

A16. i) NPO等と都道府県・市区町村が連携して応募する場合は、連名で応募して頂くこととなります。事業に必要な経費は都道府県・市区町村に交付され、更に、NPO等に対して委託又は助成されます。ii)協議体の場合は、協議体名で応募して頂き、事業に必要な経費は協議体に交付されます。なお、協議体については、以下の条件を満たしていただく必要があります。

ア 代表者が定められていること。

イ NPO等及び都道府県・市区町村が構成員に含まれていること。

ウ モデル事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。

a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

b 協議体の意思決定方法

c 協議体を解散した場合の地位の承継者

d 協議体の事務処理及び会計処理の方法

e aからdまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項

エ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

Q17. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の採択要件を教えてください。

A17. 採択要件は以下の通りです。

ア 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルになるものであること。

イ 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体を実施主体となる事業であること

ウ NPO等と都道府県・市区町村は、地域の諸課題を解決するため、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーはおおむね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）による会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取組みを進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用し取組みを継続させる。

エ 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。

Q18. 一般枠とNPO等支援重点化枠の違いについて教えてください。

A18. 一般枠は、採択要件（A17参照）のア～ウに合致するもの、NPO等支援重点化枠は、ア～エに合致するものです。

Q19. 地方公共団体・NPO等以外の団体も必ず加わらなければならないのですか。

A19. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業は、多様な担い手（マルチステークホルダー：概ね5者以上）からなる取り組みを最大の特長としています。なるべく多様な主体が地域の諸課題の解決のために取り組むことにより、大きな成果が期待できることとなりますので、地方公共団体・NPO等以外の団体も可能な限り参加するよう取り組んでください。

Q20. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業における「応募者」と「多様な担い手（マルチステークホルダー）による会議体」は、どのような関係なのでしょう。

A20. 応募者は、モデル事業の計画、応募、実施、フォローアップを行う当事者であり、事業実施、事業予算の執行に最終責任を持つこととなります。NPO等と都道府県・市区町村が必須となり、このほかの参加者が加わることも可能です。

一方、多様な担い手（マルチステークホルダー）による会議体は、モデル事業を推進するために、応募者のほかに、事業に賛同、協力、連携、助言又は参画する者を加えた「新しい公共」の体制です。応募者以外のこれら参加者は、モデル事業に対して事業連携したり、モデル事業に自らが資金・人材等を負担して参画したりする場合がありますが、モデル事業の予算執行には直接かわりません（委託される場合はあり得ます。）。

Q21. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の実施のイメージを教えてください。

A21. モデル事業の実施のポイントは、NPO等、行政、民間事業者などの各主体が、地域の課題解決に向けて、各々の役割に応じて責任を明確にし、必要な活動を分担しながら実施していくということです。具体的な事業計画のイメージを以下に示します。

「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施事例（イメージ）

（テーマ）新しい公共による交通空間の再生と地域の活性化

（内容）NPO・地域・行政が連携して、道路、バス停、ターミナル周辺の交通・生活空間の維持・管理・高質化を図るとともに、イベント等の実施による地域活性化、文化情報の発信

（応募者）NPO法人〇〇、〇〇市

（多様な担い手による会議体）NPO法人〇〇、〇〇市、〇〇交通、〇〇町内会、〇〇新聞社

（予算）1,000万円

（事業計画の概要）

実施事項	実施者（責任の所在）	事業予算
① 会議体の設置、地元調整、広報	市	100万円（直営）
② マスタープラン作成	市	200万円（コンサル等へ委託）
③ 交通・ニーズ調査	市	200万円（NPOへ委託）
④ カーフリーデーイベント	NPO、市	200万円（NPOへ分担金）
⑤ 環境教育、地産地消の活動	NPO	200万円（NPOへ補助）
⑥ NPOを対象にした講習会 託）	市	100万円（中間支援組織へ委託）
⑦ 標識整備	交通事業者	別途予算
⑧ ベンチ整備	NPO	寄附募集で対応
⑨ 道路、バス停清掃	NPO、町内会	ボランティアで対応

（注）上記事業計画は、想定されうる実施形態を網羅的に盛り込んだ事例（イメージ）であり、実際には、各々の判断による効率的な実施がありうる。

Q22. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業では、民間企業への助成はできるのですか。

A22. 支援事業の支援対象は、新しい公共の担い手のうち、NPO等の民間非営利組織に限定しており、モデル事業においても民間企業に対する助成はできません。

Q23. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の1事業当たりの上限額、下限額はありますか。

A23. 1事業ごとの上限額は原則1,000万円、下限額は100万円です。

Q24. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業で施設の整備や設備備品の購入はできますか。

その場合の留意点について教えてください。

A24. できます。i) ただし、本事業は施設等の整備を目的とするものではなく、ソフト面の施策を重視することから、施設等の整備や設備備品の購入に交付金を充てる場合は、用途が本事業の趣旨に合致し、かつ、その施設等の整備又は設備備品の購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかで、かつ確実な場合に限るものとします。その場合、上限は原則として予算額（個々の事業案件の予算額）の概ね1/2以内とします。

ii) 施設等の整備や設備備品の購入に際して、他に国や地方公共団体等による補助金等の制度が存在する場合には、その制度で優先的に実施するものとし、その制度で実施することが困難な場合に、本事業により実施することとします。この場合、施設等の整備又は設備備品の購

入にかかる事業額に対する補助率は、その制度の補助率（助成率、交付割合など）以内となります。

iii) なお、支援事業終了後において、未償却の残余財産が生じる場合には、事業終了後も、支援事業の交付の目的に沿って取り扱うことが必要です。支援事業の目的に反して使用することや売却すること等はできませんので、ご注意ください。

Q25. NPO 等はこれから社会イノベーション推進のためのモデル事業に応募できますか。

A25. 社会イノベーション推進のためのモデル事業は、都道府県・市区町村の提案事業であり、NPO 等への公募は行いません。なお、都道府県・市区町村からの事業提案については、第3回新しい公共支援事業運営会議（平成23年2月18日開催）で検討が行われ、これを踏まえ、既に都道府県への交付が決定されています。

Q26. 既存の制度や規制の壁を乗り越える取り組みについては、新しい公共の場づくりのためのモデル事業に応募できますか。

A26. できます。

Q27. 7-5-2 のイで「被災県等において特に緊急を要するなどやむを得ない場合は、都道府県の判断で事業採択し、運営委員会に対して事後報告するなど・・・」とあるが、具体的には、どのような場合に事後報告が可能ですか。

A27. ①今回の東日本大震災で甚大な被害を受けた県では、運営委員会の設置がなされていない県もあると聞いています。そのような場合、運営委員会の設置を待ってから事業執行となると、大幅に時期がずれ込んでしまう可能性もあるため、まず、都道府県の判断で事業採択を行い、運営委員会が設置されたのちに事後報告するという、手続きを認めることとしました。

また、被災県以外で運営委員会が設置されている場合であっても、震災対応案件の事業に緊急性があり、運営委員会を開催して審議する間がない、という場合においては、運営委員会に対する事後報告という手続きも認められることとしました。

②新しい公共支援事業では、本来であれば、運営委員会で選定（持ち回り開催も含めて）された事業を実施するものですが、今回の事後報告という手続きは、東日本大震災に対応した緊急避難的な措置と考えています。

このため、このような事後報告の手続きも無期限に認められるものではないと考えており、あくまで現段階の想定ですが、上記の甚大な被害を受けた県においては、6か月～1年程度、被災県以外の都道府県においては1か月～3か月程度で、ある程度事態が安定してきた場合には、運営委員会で選定することが望ましいと考えています。

Q28. モデル事業の採択要件では、「地域の諸課題の解決」とあるが、被災県以外の都道府県で、震災対応案件は選定することは可能ですか。

A28. 可能です。ここでいう「地域」とは、物理的なあるいは行政的なエリアだけではなく、「地域社会」という生活空間や意識の概念も含めた広い意味合いで用いています。つまり、「地域の諸課題」とは、言い換えれば、当該地域に地理的範囲を限定した課題のみならず、地域で取り組むべき課題、地域が重要であると考えられる課題なども含まれており、これらの課題は当該地域から地理的には遠く離れた震災被災県や、ひいては国外での活動も含まれるとの考え方です。

Q29. 震災対応のモデル事業の応募に際しての推薦状はどこの自治体からの推薦が望ましいのでしょうか。

A29. 申請に必要となる推薦状（または同意書）は、主として応募事業の活動範囲となる自治体、又は実際に連携する自治体等から取得することを基本とします。なお、推薦状の取り扱いに関する詳細な要件については、東北3県の募集要項で御確認願います。

Q30. 被災者を支援するNPO等の運営資金等は支援対象となりますか。

A30. 新しい公共支援事業のモデル事業として、当該事業の目的を達成させるために必要な経費の場合は支援対象とすることが可能です。

今回の東日本大震災に関しては、地域の状況や時間の経過とともに、緊急かつ多様な現地の要請が想定されますので、各地で多くのモデル事業の展開が期待されるところです。ただし、採択に当たっては、新しい公共支援事業ガイドラインに沿って、既存の取り組みがあればその仕分けを明確にした上で、運営委員会の選定を経ることが条件となります。

各都道府県におかれましては、上記及び「東日本大震災からの復興等に関する諸課題の解決の取り組みには十分配慮する（ガイドライン 7-5-1）」という趣旨を理解の上、震災対応への柔軟な対応をお願いするところです。

Q31. 活動基盤整備等で実施するセミナー・講習等への参加する場合には、支援申請書の提出等が必要でしょうか。

A31. 新しい公共支援事業の目的は、新しい公共の拡大と定着を図るものであり、そのためには、例えばNPOの組織化を目指しているような将来の担い手に対しても、幅広く支援を実施することが重要と考えられます。セミナーなどへの参加者については、ガイドラインに沿って、NPO、公益法人等の担い手を対象に計画しなければなりません。NPOと連携・支援しようとする企業や、将来の担い手となり得る個人等の参加を排除するものではありません。また、セミナーの開催に際しましては、その対象としてNPO等が中心であれば、担い手となろうとしている個人、企業の参加を妨げるものではありません。

なお、支援を受ける際の支援申請書の提出等については、基本的に経費の助成又は委託を受ける者を想定していることをふまえ、セミナー・講習会などへの新しい公共の担い手となり得る者の幅広い参加を妨げないよう、形式的なガイドライン等に規定されている文面や様式に捕らわれずに柔軟な対応が図られることが望まれます。

3 運営委員会

Q32. 運営委員会とはどのようなものですか。

A32. 運営委員会は、各都道府県に設置され、以下の役割を担うこととされています。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案の選定
- (3) NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- (4) モデル事業の選定
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応

(8) 事業等の選定基準の検討

Q33. 運営委員会のメンバーはどのような観点で選定されるのですか。

A33. 運営委員会のメンバーは、i) 事業選定の公平性を確保し、地域の多様な関係者の意見を踏まえる、ii) 支援事業への広い理解を得て、「新しい公共」の考え方の普及を図る、観点から選定されます。

具体的には、学識経験者、中間支援組織、NPO等、企業・経済団体、金融機関等、公認会計士等の専門家、市区町村等の行政のほか、マスコミ・雑誌等編集者・著作者、一般市民等の中から、可能な限りメンバーに含まれるよう選定されます。

Q34. 運営委員会の審議は公開ですか。

A34. 運営委員会における審議は、透明性、公平性を確保する観点から、原則として公開で行うこととします。ただし、事業の選定など、個別のNPO等の評価に関する議事等は例外として除かれます。公開に当たっては、原則として発言者名を明示した議事録の公表や、一般市民の傍聴、インターネットによる運営委員会の動画中継等についても積極的に取り組むこととしています。また、部会が設置される場合にも、運営委員会に準じ、透明性等の確保に努めるものとしています。

Q35. 運営委員会での審査は、どのような基準で行われるのですか。

A35. 運営委員会において、事業等の選定基準を検討することになりますが、以下の視点を参考に審査、選定することとなります。

- ①NPO等の活動基盤整備のための支援事業に対する支援、②寄附募集支援事業、③融資利用の円滑化のための支援事業の場合
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 目的、内容等が妥当であるか
 - ・ 事業に継続性、発展性はあるか
- ④つなぎ融資への利子補給事業の場合
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 委託者（行政からの委託業務であるか）
- ⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業、⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業の場合
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 目的、計画が妥当であるか
 - ・ NPO等と地方自治体の連携であるか
 - ・ 事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか）
 - ・ 事業に継続性・発展性はあるか
 - ・ 事業に新規性・先進性はあるか
 - ・ 事業に普及性はあるか
 - ・ 多様な参加者（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）
 - ・ 制度・領域横断的であり、将来的な制度改正につながることを期待できるか（社会イノベ-

ション推進のためのモデル事業)

Q36. 運営委員会の決定事項は、どのように扱われるのですか。

A36. 都道府県は、運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとされています。

4 支援対象者等の情報開示

Q37. なぜ、支援対象者等の情報開示が必要なのですか。

A37. 新しい公共支援事業の支援対象者、モデル事業の実施主体、支援事業の受託者（以下、「支援対象者等」という。）は公金によるサービスを受けたり業務を受託したりすることから、新しい公共の担い手として、市民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていただくこととなります。また、支援対象者等が情報開示することにより、これらを通じて自らの透明性や市民からの信頼を高めることが可能となり、一方、市民が寄附の対象となる団体を選択するための情報が提供されることとなります。このため、情報開示を積極的に行うことが求められています。

Q38. 情報開示はどのように進めていけばよいですか。

A38. 支援対象者等は、運営委員会による選定後 3 か月以内に、内閣府が提示する NPO 法人基本情報フォーマットを用いて団体情報を開示していただきます。また、財務報告についても、一般的に理解しやすい財務報告の公表が推奨されます。

Q39. 全ての支援対象者等は、団体情報を開示しなければならないのですか。

A39. 新しい公共支援事業では、NPO 等の情報開示を進めることにより、NPO 等の信頼性を高め、寄附が集まりやすくするなど、その活動基盤の強化を図ることを目的としています。また、内閣府 NPO ポータルサイトにおいて、基本情報フォーマットに基づく NPO 情報の開示が予定されており、これに先立ち、試行的に支援対象者等に対して団体情報を開示していただくものです。支援対象者等は、原則として、情報開示が義務となりますが、これは上記趣旨を促進するための手段であり、例えば、講習会の参加者等が団体情報を開示しないからといって、罰則等を科すことを意図するものではありません。このような趣旨を踏まえた上で、情報開示の取り組みを進めてください。

5 事業終了後の取扱いについて

Q40. 事業が終了した後は、どのような手続きが必要ですか。

A40. 事業終了後は、委託業務を実施した中間支援組織等、支援対象者、モデル事業の実施主体は、事業に関する成果をとりまとめるとともに、自己評価を行い、都道府県に提出することとなります。